

●会計年度任用職員●

公開日	令和6年2月8日
職 種	パートタイム会計年度任用職員(教育相談業務)
職務内容	教育相談事業(子ども相談・子育て相談・いじめ相談)にかかる相談者からの電話相談業務。(教育相談担当職員や関係機関との連携、協議等を含む)
人 数	1名
報酬等 (見込)	○報酬月額 83,092 円～90,123 円(地域手当に相当する報酬額を含む。) ※報酬額は上記の範囲内で職歴等を考慮し決定します。
	○通勤手当(片道通勤距離 2 km以上が支給対象) ・公共交通機関利用の場合 最も経済的な乗車券の額を支給 ・自動車等による通勤の場合 月額 30,700 円を上限に通勤距離に応じた額を支給
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(採用後1か月間は、条件付採用期間) ※翌年度も同一の職が設置され、任用期間の勤務実績が良好な場合には、再度の任用を行う場合があります。
勤務時間	勤務時間:8時30分～17時00分(休憩時間1時間) 1日7時間30分、週2日勤務(週15時間勤務) ※勤務日・休憩時間については、勤務場所と協議して決定します。
休日	土日、祝日、12月29日～翌年1月3日
勤務場所	香川県教育センター(高松市郷東町587-1)
加入保険等	労災保険
問合せ先	香川県教育センター TEL:087-813-0955 担当:中野
募集期間	令和6年2月8日(木)～令和6年2月19日(月)
備 考	子どもの教育や子育てに関する相談経験があること。 教員免許状などの資格等を有していることが望ましい。

○ 香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づくパートタイム会計年度任用職員として任用され、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

○ 次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 報酬等、加入保険等については、今後の給与改定・制度改正により変更となる場合があります。

○ ハローワークを通じて応募してください。なお、応募者多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。

○ 面接及び書類による選考を行います。

○ 面接の時間等については、応募後、電話等にてご連絡いたします。